

岩沼市部設置条例の一部を改正する条例

岩沼市部設置条例（平成3年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「総務部」を「総務部
政策部」に改める。

第3条を次のように改める。

（分掌事務）

第3条 部の分掌事務は、次のとおりとする。

総務部

- (1) 議会に関すること。
- (2) 文書に関すること。
- (3) 人事に関すること。
- (4) 財政に関すること。
- (5) 財産管理に関すること。
- (6) 危機管理に関すること。
- (7) 他部の主管に属しないこと。

政策部

- (1) 総合企画調整に関すること。
- (2) 広報広聴に関すること。
- (3) 秘書に関すること。
- (4) その他政策に関すること。

健康福祉部

- (1) 保健に関すること。
- (2) 高齢者福祉に関すること。
- (3) 社会福祉に関すること。
- (4) 子ども福祉に関すること。
- (5) その他健康福祉に関すること。

市民経済部

- (1) 産業振興に関すること。
- (2) 環境に関すること。
- (3) 市民生活に関すること。

- (4) 税に関する事。
- (5) その他市民経済に関する事。

建設部

- (1) 道路及び河川に関する事。
- (2) 建築及び住宅に関する事。
- (3) 都市計画に関する事。
- (4) その他建設に関する事。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(岩沼市特別職給料等審議会条例の一部改正)
- 2 岩沼市特別職給料等審議会条例（昭和39年条例第31号）の一部を次のように改正する。
第6条中「政策企画課」を「総務課」に改める。
(岩沼市職員の特種勤務手当支給に関する条例の一部改正)
- 3 岩沼市職員の特種勤務手当支給に関する条例（昭和52年条例第13号）の一部を次のように改正する。
第14条第1項中「生活環境課」を「環境課」に改める。
(岩沼市総合計画審議会条例の一部改正)
- 4 岩沼市総合計画審議会条例（昭和56年条例第5号）の一部を次のように改正する。
第7条中「政策企画課」を「まちづくり政策課」に改める。
(岩沼市行政評価委員会条例の一部改正)
- 5 岩沼市行政評価委員会条例（平成17年条例第13号）の一部を次のように改正する。
第8条中「政策企画課」を「総合戦略課」に改める。
(岩沼市環境基本条例の一部改正)
- 6 岩沼市環境基本条例（平成27条例第2号）の一部を次のように改正する。
第34条中「市民経済部生活環境課」を「環境課」に改める。
(岩沼市上下水道事業運営審議会条例の一部改正)
- 7 岩沼市上下水道事業運営審議会条例（令和4年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条中「上下水道部経営企画課」を「上下水道経営課」に改める。